

漁業(漁船・養殖)労働者の災害防止

はじめに

このパンフレットには、あなたが漁業に従事する中で、けがをしたり、病気にならないために気を付けなければならないことが書いてあります。

船長や漁労長などの監督者の指示を守るとともに、あなた自身が自分を守る行動を取ることが大切です。

ここに書かれた注意点を仕事中は常に忘れないで下さい。

そして、元気に働き、元気で下船して、ご家族のもとに、笑顔で帰って下さい。

※日本語版もありますので、分からない部分があれば日本人の上司に確認しましょう。

I 漁船漁業(船上作業等)

1. 乗船にあたって

(1) 波浪、船体動揺

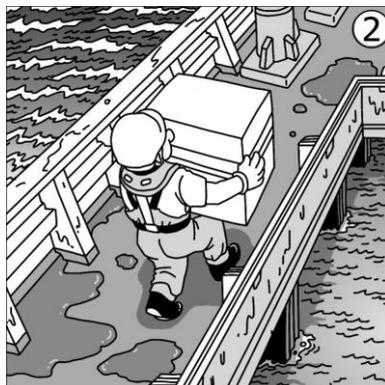
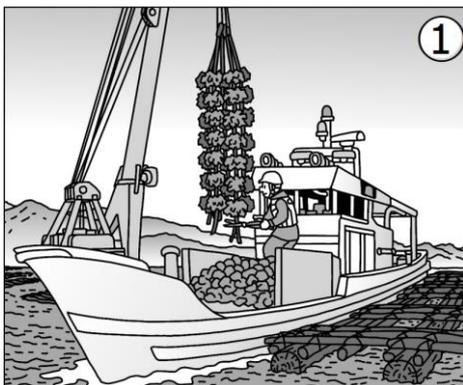
波浪は、風浪とうねりが互いに干渉し合って起こります。その海面の動きは複雑です。波浪は、予想しないときに、予想しない方向から甲板上に打ち込み、乗組員を傷つけたり、海中にさらうことがあります。

船体は、風浪やうねり、船速や変針によって複雑に動揺します。

陸上と異なり、動揺し、波浪も襲い掛かる船上では足元や周りの状況に絶えず注意を払っていないと、転倒したり、海中へ転落してしまうかもしれません。

船の揺れや波浪は同じリズムとは限りません。思いがけない揺れや波浪が起こります。その時にどう対処するかを常にイメージしておかなければなりません。遊戯具のシーソーのように単調な動きではないことに注意が必要です。「前は問題なかったから今回も大丈夫」は船上では通用しません。

甲板上での作業中は、波浪を見張っている船橋や甲板上の看視員からの警告を聞き逃さないよう注意しなければなりません。特に、夜間の漁ろう中は、甲板で使われている照明により海面が見づらくなるため、なおさら注意が必要です。海中転落に備えて、ライフジャケットは、必ず着用しましょう。



- 頭上注意！ ①
- 安全な通路は？ ②
- 階段や梯子の上がり降りの際は、3点支持が原則です。 ③



- 船の動揺は一定ではありません。④
- 甲板上で作業するときは、命綱を使うか、作業用救命衣を着用しなければなりません。また、必要な時は安全索を張ります。⑤
- 船の動揺が大きいときは、移動物を固定、固縛しなければなりません。⑥

(2) 整理・整頓・清掃・清潔、これらの習慣付け（しつけ）

絶えず動揺し、波浪が甲板上に打ち込む船上の作業では、安全のため、特に整理・整頓・清掃の習慣をつけることが大切です。甲板上が整理・整頓・清掃されていないと、船が揺れた時に物につまずいたり、散らかっているトロボックスなどが甲板上を滑って動き、乗組員に当たってしまいます。

1) 整理

整理とは、必要な物と不要な物を区別し、不要な物を処分することです。ただし、処分といっても、なにもかも一緒に海中投棄することは法律で禁じられています。上司の指示に従った方法で行います。⑦

2) 整頓

整頓とは、必要な物の種類を分けて、使うのに便利な場所に置き、安全に、簡単に、しかも、直ぐに取り出せるようにしておくことです。整頓のしかたは、漁船種によってそれぞれに決められているので上司の指示に従って行います。重たい物、転がり易い物は固縛することが必要です。⑧

3) 清掃

清掃とは、汚れやごみを取り除いてきれいにするということです。漁ろう中の甲板は、魚の血のりなどで汚れます。その場の状況に応じて清掃して滑らないようにしておかないと、転倒、転落などの大きな災害につながります。⑨

4) 清潔

清潔とは、衣服の洗濯や手洗い、調理器具等の消毒等、身の回りを衛生的に保つことです。疾病の発症防止には欠かせません。⑩

5) しつけ

そして、整理・整頓・清掃・清潔を習慣付けることを「しつけ」といいます。これらは、船内の安全衛生保持の基本として必要なことです。



2. 危険有害物、安全標識

(1) 危険有害物の取り扱い

船上には、危険物（高圧ガス、可燃性物質、有毒性物質等）が多数存在します。警告標識や上司の指示に従い、その取扱いには十分注意しなければなりません。

1) **高圧ガス**： 溶接に用いるアセチレンガス、冷凍機の冷媒、調理に用いるLPガスなどがあります。発火や爆発、ガス中毒や酸素欠乏、凍傷を起こしたりします。収納場所からみだりに移動せず、ボンベ本体に強い衝撃を加えたり、弁、配管に損傷を与えないよう注意が必要です。

2) **可燃性物質**： 機関の燃料、灯油、塗料とその溶剤などがあります。収納場所に火気を近づけないようにしなければなりません。

3) **有毒性物質**： バッテリー液の希硫酸、海水配管のスケール落とし用洗剤などがあります。ガスを吸い込んだり液体が肌に付いたら中毒や炎症を起こします、取扱いには保護具（ゴーグルや耐酸手袋）を使うことが必要です。また、消毒・殺菌用に洗剤を使用する場合は、安全な希釈率とするよう注意が必要です。

4) **その他の危険物**： 漁船では、漁獲物のサメの歯やエイのとげ、ズワイガニの爪やマグロの背びれ等で大きなけがをする例も多くあるので触れないよう注意しなければなりません。

(2) 安全標識

船上には、次のように災害を防止するため、いろいろな標識が掲げられています。その意味を理解しておきましょう。

例示は日本工業規格 Z9104「安全標識」

禁止標識： 立入や、行いを禁止する標識です。		
 火気厳禁 FIRE PROHIBITED	 立入り禁止 DO NOT ENTER	 通行禁止 DO NOT ENTER
警告標識： 注意を促すための標識です。		
 有毒物 TOXIC SUBSTANCE	 転落注意 Caution! drop	 危険 感電注意 DANGER! ELECTRIC SHOCK!
安全状態標識： 避難口の場所や、救急箱、担架等の場所を示すための標識です。		
 避難口誘導 非常口 EXIT	 救急箱 FIRST-AID KIT	 通路誘導
防火標識： 消火器等の格納場所を示す標識です。		
 消火器 FIRE EXTINGUISHER	 消火栓 FIRE HYDRANT	
指示標識： 標識の指示に従わなければなりません。		
 保護帽着用 WEAR HELMET	 マスク着用 WEAR MASK	 保護メガネ着用 WEAR SAFETY GLASSES
その他危険な場所をイラストのように黒と黄色の塗装やロープで注意を喚起しています。		
		

3. 正しい服装、保護具の使用



11



12

- 絞め付けていなかった袖口をネットホーラーに巻き込まれた。①
- 上着の裾を揚網用コーンローラーに巻き込まれた。②

作業中は、作業服、安全靴か安全ゴム長靴を正しく着用しなければなりません。袖口、上着の胴回りはボタン等でしっかり締め付けておかないと回転機械に巻き込まれるおそれがあります。また、作業用救命衣、安全ベルト、命綱、ヘルメットなど、作業に応じた適切な保護具を使用しなければなりません。



○ 安全ベルトのショックアブソーバー付きランヤードを命綱にする場合は、ショックアブソーバーの伸び（1m以上）を考慮する必要があります。



○ ヘルメットは、飛来・落下物から頭を守ります。保護面は、飛んでくる魚や針から目や顔を守ります。



- 雨合羽も袖、裾をしっかり締めます。作業用救命衣は必ず合羽の上に付けます。⑬
- ゴム長靴又は安全ゴム長靴は裏の滑り止めがすり減っていないかを確認します。（安全ゴム長靴は安全靴と同じように合成樹脂製又は鋼鉄製の先芯がつま先を衝撃から守ります。）⑭



○ 手袋は手を傷や汚れから護ってくれますが、指先まで正しく入れないと機械に巻き込まれることがあります。⑮



4. 気を付けなければならない疾病とその予防

漁業には、夜間働き、昼間休息する昼夜逆転の漁（りょう）や、短時間で作業と休息を繰り返す漁などがあり、休息をしっかりと取るなど、自分で体調をきちんと管理しなければ、けがや病気の原因になります。仕事をするとき、自身の健康は自分できちんと管理しましょう。仲間同士で互いの体調を注意し合うことも大切です。

船上で急病になっても、船は直ぐ港に帰ってこられません。

日本では、年に1回、会社が労働者に健康診断を受診させることになっています。必ず受診しましょう。

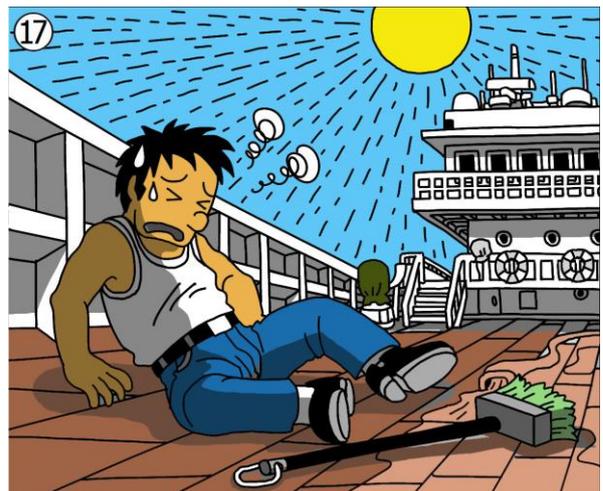
また、船員の人は、年一回の船員手帳の健康証明の検査だけでなく、毎年9月の船員労働安全衛生月間中に行われる「無料健康相談」を積極的に利用しましょう。

(1) 熱中症

熱中症は、日光が当たる甲板等、高温多湿な環境で作業をしたとき等に起こります。喉が渇かなくても水分や塩分をとり、定期的に涼しい場所で休憩しましょう。^⑩

また、次のような症状が出たら、熱中症の可能性があるので処置が必要です。^⑪

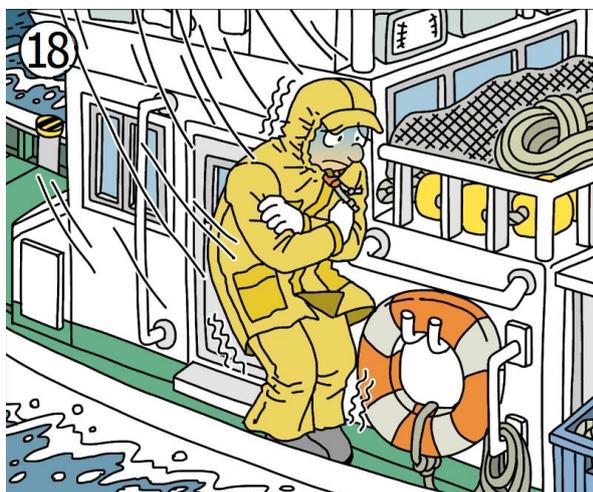
- 1) めまい、たちくらみ → 涼しいところで休憩
- 2) 吐き気、身体がだるい → 医務室へ
- 3) まっすぐ歩けない、呼びかけに反応しない → 直ちに救急搬送



(2) 低体温症

冷たい風雨、波浪に長時間さらされると、低体温症になり、死ぬこともあります。^⑫

身体のふるえ、寒さでぼうっとなる。→ 身体をあたためる、温かい飲み物を飲む。^⑬



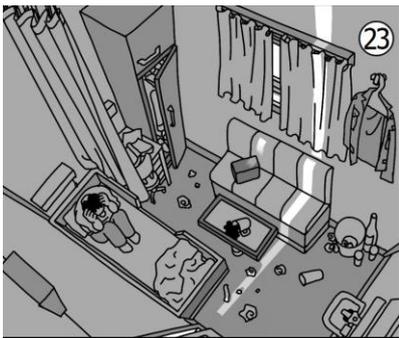
(3) 感染症

インフルエンザやウイルス性胃腸炎などの〈感染症〉は、狭く共有空間の多い船内では容易に広がります。居住区を清潔に保つことが大切です。食中毒防止のためには、清水は殺菌され、清潔に保たれた物以外は飲用せず、調理器具の消毒殺菌も欠かしてはなりません。⑳㉑



(4) 腰痛

重いものを持ち上げたり、無理な身体の姿勢、動作によって、腰を痛めることがあります。重いものを持つときには、無理な体勢をとらないようにします。また、一人で持たずに複数人で持つようにしましょう。㉒



(5) メンタルヘルス

疎外感や孤立感等のストレスが続けば、〈うつ病〉等の精神疾患を発症することがあります。睡眠や休養を十分にとりましょう。仲間とのコミュニケーションを良好に保つことで日々のストレスをその都度解消しましょう。不安、不眠、悩みや体調不良を感じたときは上司や仲間積極的に相談しましょう。㉓㉔㉕

5. 緊急時の対応

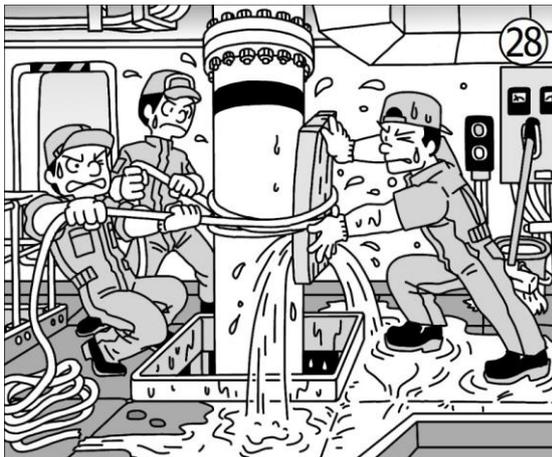
船上で火災が起きたら消火活動を、浸水したら防水作業を、人が海に落ちたり、魚倉内などで酸素欠乏で倒れたら、救助活動を乗組員全員で行わなければなりません。また、不幸にして船が沈没しそうになったら、救命筏等で全員が退船し、協力し合って救助を待たなければなりません。

船内ではこれらの緊急事態に備えて乗組員一人一人の役目を割り当てています。乗船したら、まず、非常配置表等で自身に割り当てられた役目を確認しておかなければなりません。分からないことは上司に聞いて理解しておくことが大切です。火災発生等緊急時の合図や信号も覚えておかなければなりません。

また、火災や海中転落を最初に見つけた時の取るべき行動を確認しておかなければなりません。いずれの場合も第一発見者は、他の乗組員に”知らせる”事が最初の行うべきことで、火を消そうと一人で煙の中へ飛び込んだり、海中転落者を助けようと一人で飛び込んだりしてはいけません。



- 「しっかりしろ！」 ②⑥
- 「人が落ちた！」と叫びながら、木箱など浮くものを次々に投げ入れる。 ②⑦

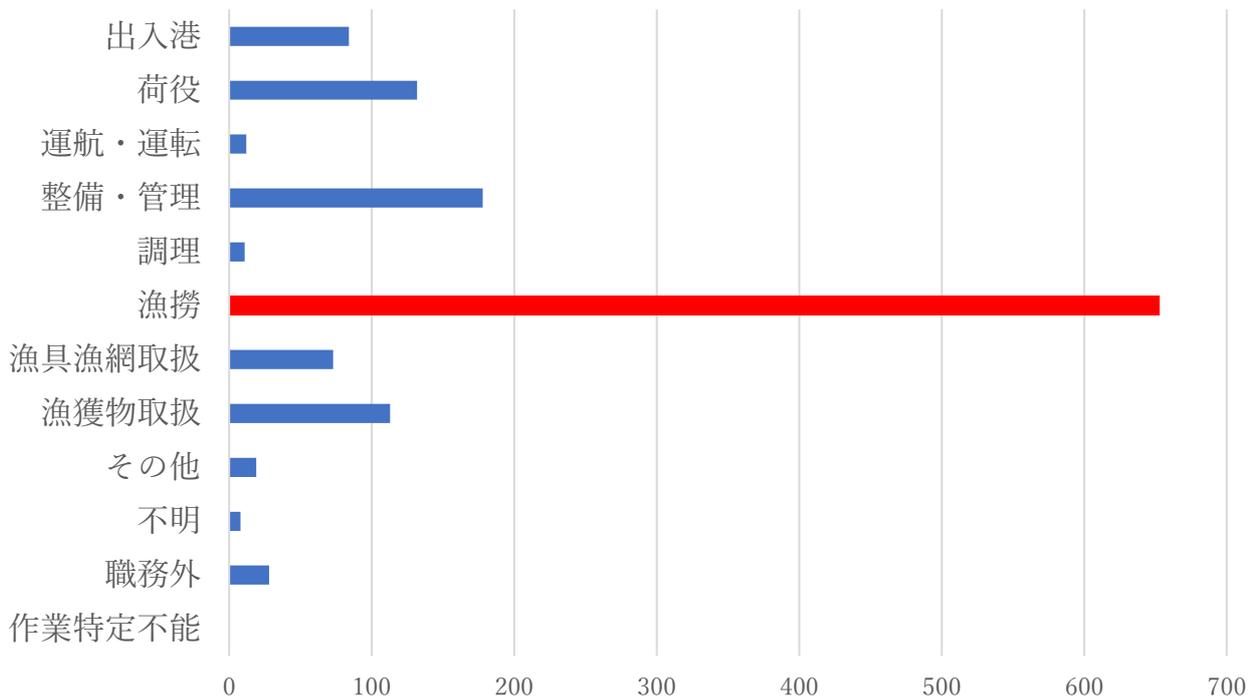


- 海水管の破孔にロープを巻く応急修理。 ②⑧
- 「火事だ!!」初期消火の消火剤散布は風上から火元に接近して行う。 ②⑨



- 助けは必ず来る! ③⑩
- 助けが来た! ③⑪

発生時作業別災害件数 1311件 (3日以上の休業)



船員法 111 条報告の 2014～2017 年統計

6. 船上作業の安全対策

漁船で発生している災害の多くは漁ろう作業中に起こっています。

(1) 巻き込まれ、はさまれ

船上には、漁ろう装置や係留装置など大きな出力を出す機械が多数あります。接触防止のためのカバーやガードが付いている物もありますが、エレベータのドアのように異物を感知して自動停止するなどの安全装置は付いていません。非常停止ボタンがあっても、誰かが押さなければ停止しません。

漁ろう装置や、漁具・漁網に巻き込まれたり、はさまれたりして体の一部や全部をつぶされたり、ねじられたりする災害が数多く発生しています。

事故例 1： 揚網作業で網をスリングで束ねて吊り上げる際に左手を巻き込んだままウインチで引き上げた。網をスリングで束ねる作業は二人で行っていた。③②

原因： 作業中お互いの動作を注意し合わなかった。状態を確認せず巻き上げの合図を出した。

防止対策： 複数の乗組員で作業する時は、急ぐ場合でも、お互いの動作、状態に注意し合い、安全を確認してから次の動作を行わなければなりません。



事故例 2： ネットホーラーを使用して揚網作業中、荒天で船のローリングが激しく、体のバランスを崩した時に合羽の袖口がはさまれ左手及び腕部をネットホーラーにはさまれた。^③
原因： 体のバランスを崩した。ローラーに接近しすぎた。ローラーの停止が間に合わなかった。
防止対策： 荒天時の作業では、体のバランスを崩さないよう体勢を保ち、回転機械へ接近しすぎないようにしなければなりません。また看視員の配置と緊急停止の準備が必要です。

(2) 動作の反動・無理な動作

重い物を持ち上げて腰をひねったり、無理な身体の姿勢、動作によって筋を痛める、ねじる、くじくなどの災害です。漁ろう作業の他、漁獲物や漁具・漁網の取扱い時にも多く発生しています。
事故例 1： 約30kgの漁獲物を入れたかごを持ち上げて選別機の投入口から投入しようとしたときに、船の揺れによりバランスを崩し、右手をひねった。^④

原因： 一人で重い物を持った。船の揺れで体のバランスを保てなかった。
防止対策： 陸上では難なく持てる物でも船上では異なることを忘れず、重い物を扱うときは一人ではなく二人以上で行い、足元の状態と船の揺れに注意しなければなりません。(その時に無理をしてけがをしたら、後になって他の乗組員にもっと大きな負担をかけることを考え、勇気を持って助けを乞うことも大切です。)

事故例 2： 釣り台においてかつお釣り込み作業中、掛かった魚が暴れて針が抜けたので後ろに倒れそうになり、足を踏ん張ったが右腰を捻挫。^⑤

原因： 魚を釣り上げる時に針が抜けることを予想せず、それに備えた体勢も取っていなかった。
防止対策： 釣り込みの最中に魚が暴れて針が抜けたり、釣り糸が切れることがあります。その時にも対応できる体勢をとる事が大切です。通常、両足首を散水用配管の下に入れて足元を固定します。



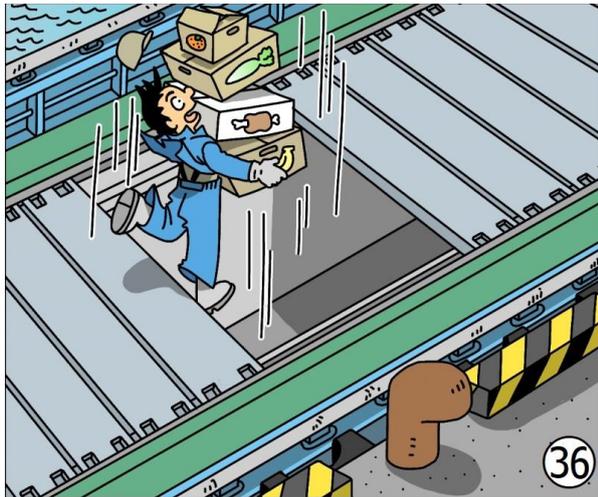
(3) 転倒、転落・墜落

転倒は、甲板上などで、つまずいたり、滑ったりして転ぶことで起きる災害です。床や構造物に激突して負傷したり、場合によっては死亡に至った例もあります。また、階段やはしごなどに接しながら落ちることを「転落」、身体が完全に宙に浮いて落ちることを「墜落」といいます。

事故例： 食料の積み込み作業中に足を滑らせ、甲板から魚倉に墜落し右膝を強打した。^{③⑥}

原因： 停泊中で、船の動揺もないので、油断して足元をよく注意していなかった。

防止対策： 漁船の甲板は、狭い場所に魚倉の開口部や漁具、突起物があるので、船が揺れていない時にも足元に十分注意する必要があります。また、前が見えないような荷物を抱える持ち方は避けなければなりません。



(4) 海中転落

つまずいたり、船体の動揺によって投げ出されたり、漁具・漁網に巻き込まれたり、波に押し流されたりした時に発生しやすく、死亡率の高い災害です。

主に漁ろう作業中に起こりますが、酒に酔って舷側で小用を足していた時とか船と陸との行き来の時などにも発生しています。また、目撃者がいなくて原因が明確でない例も多数あります。

事故例 1： 投網作業中、浮き、ロープ、網などの漁具を順次繰り出し、最後のロープが操り出されるとき、ロープとともにスリップウェーから海中に落ちて行方不明となった。^{③⑦}

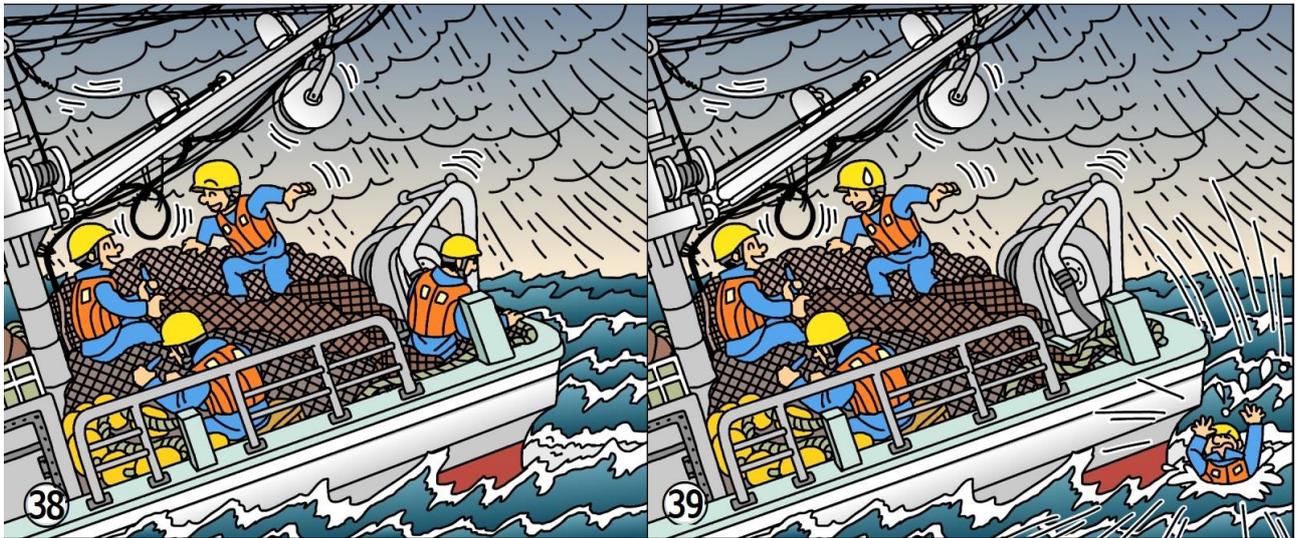
原因： スリップウェーから繰り出されるロープの至近で作業していた。乗組員がお互いの作業姿勢と立ち位置を注意し合わなかった。

防止対策： スリップウェーは滑りやすいので足元に気をつけ、滑り止めのついた安全靴の着用を励行し、ロープをまたいだり、輪の中に足を入れたりせず、立つ場所にも気をつけなければなりません。作業の合図を明確に出すとともに、乗組員同士がお互いを看視し、声を掛けて、立ち位置を注意し合う事が大事です。

事故例 2： 揚網を終了しての航行中、後部甲板で漁網の整反作業をしていた乗組員が、体のバランスを崩して海中へ転落、行方不明になった。^{③⑧ ③⑨}

原因： 足場の悪い網の上で一人で作業をしていた。船体の動揺で体のバランスを崩した時、ハンドレール等つかまって体を支える物がなかった。

防止対策： 足場の悪い漁網の上などでは、特に足元に注意し、バランスを崩した時に体を支える物を常に確保しておかなければなりません。法律に従い、甲板上で作業を行う場合は、命綱または作業用救命衣を使用し、また、二人以上で行うか、看視員を配置することを遵守しなければなりません。



Ⅱ 養殖業

1. 養殖業

養殖業に従事する人も、船上の作業と同じように作業にあたる時に注意が必要です。
⇒ I. 3、4 を読みましょう。

2. 養殖業の安全対策

事故例 1： 牡蠣の洗浄場で、床面が濡れていたが、急いでいたので、走った。滑って転び、手首を骨折した。^④

原因： 床面が濡れていた。走った。

防止対策： 濡れている床は、滑りやすいです。滑りにくい靴を履くこと。走らずに歩いて通ります。

事故例 2： 貝類運搬用のベルトコンベアを使用中、回転部にくずがつまったので、取り除いたところ、手を巻き込まれた。^④

原因： 機械を止めずにくずを取り除こうとした。

防止対策： 機械につまったくずを取り除くとき、掃除をする時は、必ず機械を停止します。

